



2024年8月20日

各位

会社名 窪田製薬ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役会長、社長兼最高経営責任者  
窪田 良  
コード番号:4596 東証グロース  
問合せ先 管理部 広報・IR 担当  
(TEL. 03-6550-8928(代表))

### 第三者割当による第33回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び 第三者割当契約の締結に関するお知らせ

当社は、2024年8月20日付の取締役会において、以下のとおり、パークレイズ・バンク・ピーエルシー（以下「パークレイズ・バンク」又は「割当予定先」といいます。）を割当予定先として、第三者割当の方法により第33回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下「本新株予約権」といいます。）を発行すること、及び金融商品取引法による届出の効力発生後に、パークレイズ・バンクとの間で第三者割当契約（以下「本第三者割当契約」といいます。）を締結することを決議しましたので、お知らせいたします。

なお、当社は、2022年9月5日付で第28回新株予約権（行使価額修正条項付）を発行しており、2024年7月31日時点において48,989個（潜在株式数4,898,900株）が未行使となっておりますが、第28回新株予約権の発行要項に基づき、同新株予約権を行使できる期間の末日（2024年9月5日。本新株予約権の割当日でもあります。）に、当社がその全部を取得する予定であり、当社が取得する第28回新株予約権は、行使期間の満了に伴い、会社法第287条の規定に従い、その全部が消滅いたします。

#### 1. 募集の概要

① 割当日	2024年9月5日
② 発行新株予約権数	140,000個
③ 発行価額	総額1,120,000円（新株予約権1個当たり8円）
④ 当該発行による潜在株式数	潜在株式数：14,000,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は35円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は14,000,000株であります。
⑤ 資金調達額	972,120,000円（差引手取概算額）（注）
⑥ 行使価額及び行使価額の修正条項	当初行使価額は70円とします。 2024年9月6日以降、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。）に、修正日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）（以下「東証終値」といいます。）の94%に相当する金額に修正されますが、かかる計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
⑦ 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
⑧ 割当予定先	パークレイズ・バンク
⑨ 行使期間	2024年9月6日から2026年9月7日までとします。
⑩ その他	当社は、パークレイズ・バンクとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る本第三者割当契約を締結する予定です。本第三者割当契約において、以下の内容等について合意する予定です。詳細については、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（1）資金調達方法

	<p>の選択理由]、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の概要」及び「11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況 (5) ロックアップについて」をご参照ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当社による本新株予約権の行使停止</li> <li>・ロックアップ</li> </ul> <p>なお、本第三者割当契約において、パークレイズ・バンクは、パークレイズ・バンクの関連会社 (パークレイズ・バンクの直接又は間接の子会社及び親会社 (最上位の持株会社を含みます。) 並びにかかる親会社の直接又は間接の子会社をいいます。以下同じです。) 以外の者に対して当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡しないことについても合意する予定です。</p>
--	--

(注) 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額となります。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間 (下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の概要」に定義されます。) 内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 資金調達方法の選択理由

当社グループは、眼科領域に特化し、グローバルに医療用医薬品、医療機器の研究開発を行う眼科医療ソリューション・カンパニーです。世界から失明を撲滅するため、眼科領域のデジタル化を推進し、ビッグデータカンパニーを目指しています。特に網膜に特化したデータの収集、分析、治療法の開発を専門としており、独自データの収集、活用の基盤を整えるべく、研究開発を推進しております。

当社グループのパイプライン (開発品群) については、ウェアラブル近視デバイスや在宅・遠隔医療モニタリング機器といった、今後高い成長が期待されている医療機器の分野に経営リソースを重点的に投下しつつ、エミクススタ塩酸塩を中心とする低分子化合物の分野でも継続的に事業化を模索することにより、パイプラインの価値最大化を図っています。

医療機器については、当社グループ独自のアクティブスティミュレーション技術「クボタメガネ・テクノロジー」を活用して近視の抑制を目指すウェアラブル近視デバイス、及び在宅で網膜の状態の測定を可能にする遠隔眼科医療モニタリングデバイス「eyeM0」の開発を進めています。低分子化合物については、当社グループ独自の視覚サイクルモジュレーション技術に基づくエミクススタ塩酸塩をコア開発品と位置付け、スターガルト病及び糖尿病網膜症の治療薬として開発を進めています。

その他にも、低分子化合物、医療機器において、早期段階の研究開発を行っております。

### (2) 主なパイプラインの進展状況及び新たな資金調達の必要性

「ウェアラブル近視デバイス (クボタメガネ)」については、2022年より日本で販売を開始し、中国への輸出及び販売を視野に入れ、2024年8月7日付で双日九州株式会社 (本社：福岡県福岡市) と業務提携契約を締結しました。約9,900万円相当のKubota Glassの受注を予定しており、今後も中国市場において「Kubota Glass」の認知をさらに広め、中国市場でのプレゼンスを強化してまいります。

「超小型モバイルOCT (光干渉断層計) (eyeM0)」については、2023年12月に世界160カ国で販売網を持つ眼科医療機器製造販売企業であるAUROLAB社 (本社：マドゥライ、インド) と共同開発に向けた基本合意書を締結しました。AUROLAB社が製造施設として貢献するアラビンド眼科病院 (AECS) は、南インドに14施設の眼科病院、6箇所の外来眼科検査センター、108箇所の初期眼科医療施設を保有しており、年間450万件以上の手術や治療を行う世界でもトップクラスの会社です。この基本合意は、南アジアを中心としたインド、パキスタン、アフガニスタン、バングラデシュ、ブータン、モルディブ、ネパール、スリランカの主要市場及びアジア、アフリカ、ラテンアメリカ、中東の一部を対象としており、eyeM0の商業化に向け、AUROLAB社が当社より製品開発・製造・販売に関するライセンスを独占的に取得することで合意に至っております。

また、国内では IQVIA サービスズ ジャパン合同会社（本社：東京都港区）と中外製薬株式会社が資金提供を予定する特定臨床研究に向けて、2023年12月6日付で eyeM0 の使用に係るベンダー契約を締結しました。本研究では、糖尿病黄斑浮腫患者に対し、患者自宅で eyeM0 の使用が可能であるか、また、網膜厚測定及び網膜内・網膜下浮腫の有無判定のための網膜状態の測定値の妥当性を医療者によって判断します。なお、本研究の前には、フィージビリティスタディーを実施する予定です。

なお、「ウェアラブル近視デバイス（クボタメガネ）」及び「超小型モバイル OCT（光干渉断層計）（eyeM0）」については、上記のとおり製品売上の拡大及びロイヤリティ収入の獲得に向け事業を推進しておりますが、将来的には独自データの収集、活用による収益化も目指しております。

「エミクススタト塩酸塩」については、スターガルト病を対象に2018年11月に開始した第3相臨床試験（被験者数194人）の結果、2022年8月に主要評価項目等は達成せずに終了しましたが、その後の更なる事後解析により発症早期の被験者グループにおいて統計学的な有効性を示すことが明らかとなりました。なお、エミクススタトの安全性と忍容性は従来と変わらず、先行の臨床試験結果と同様の安全性が確認されています。

エミクススタトの有効性に関する事後解析の結果では、ベースライン時の萎縮病巣面積がより小さい被験者グループにおいてエミクススタト投与群はプラセボ投与群と比較し、2年間の萎縮病巣の拡大（=悪化）が、有意（ $p=0.0206$ ）に抑制することが示唆されました。この結果により、エミクススタトは特定の被験者グループに対して有効性を示すことが明確となり、今後の治療戦略において重要な知見が得られました。なお、詳細な第3相臨床試験の成績について現在、眼科学分野の査読雑誌へ投稿中ですが、受理されましたら改めてスターガルト病患者の特定の集団におけるエミクススタトの有効性と安全性についてお知らせ致します。当社は、引き続き共同開発パートナーを探す等の活動を継続するとともに、エミクススタトの今後の計画について改めて検討してまいります。

上記の当社の事業戦略を引き続き安定的に推進するためには「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）本新株予約権の発行及び行使により調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期」に記載の①研究開発資金、②運転資金の資金需要が見込まれます。

当社は研究開発への先行投資により事業費用が収益を上回る段階にあります。当社の現金及び現金同等物の四半期末の残高は、2024年6月30日時点で2,063百万円と、手元資金は潤沢とは言えません。

また、当社は2022年9月5日付で、第28回新株予約権の発行を行い、2024年7月31日時点において累計約520百万円の調達を実現しておりますが、調達金額は当初想定していた調達予定金額を下回っている状況です。なお、第28回新株予約権については、2024年7月31日時点において48,989個（潜在株式数4,898,900株）が未行使となっておりますが、同新株予約権の発行要項に基づき、同新株予約権を行使できる期間の末日（2024年9月5日。本新株予約権の割当日でもあります。）において残存する第28回新株予約権については、当社がその全部を取得する予定であります。

このような状況下、研究開発への先行投資を今後も継続していくため、当社は資金調達が必要であると判断し、本新株予約権を発行することといたしました。

当社は、今回調達する資金を、ウェアラブル近視デバイス（クボタメガネ）及び超小型モバイル OCT（光干渉断層計）（eyeM0）にかかる研究開発費用、及びエミクススタト塩酸塩の研究開発費及び事業運営に係る費用に充当することにより、各パイプラインの価値最大化に加え、将来的には、主にウェアラブル近視デバイス（クボタメガネ）、超小型モバイル OCT（光干渉断層計）（eyeM0）等を活用した独自データを収集、活用することで、企業価値をより一層高めることができると考えております。

#### （用語解説）

用語	意味・内容
ウェアラブル近視デバイス	当社のウェアラブル近視デバイス「クボタメガネ」は、当社独自のアクティブステイミュレーション技術「クボタメガネ・テクノロジー」を活用したウェアラブル近視デバイスです。クボタメガネ・テクノロジーは、網膜に人工的な光刺激を与えて近視の進行の抑制、治療を目指す当社独自の技術です。網膜に光刺激を与えて近視の進行の抑制、治療を目指す技術は既に実用化されており、米国では

	<p>CooperVision 社の「MiSight 1 Day」という製品が近視抑制効果があるとして FDA より認可を受け、販売されています。これらの製品は、多焦点コンタクトレンズの仕組みを応用し、自然光をばかして網膜周辺部に刺激を与えることで、単焦点コンタクトレンズと比較して、近視の進行を抑制することを証明したコンタクトレンズです。一方、当社グループの「クボタメガネ・テクノロジー」は、この理論的根拠をもとにナノテクノロジーを駆使してメガネに投影装置を組み込むことで、自然光をばかすことなく、直接一番効果的な映像を網膜周辺部に投影することを実現し、先行品よりも短時間の使用でより自然な見え方を維持しながら、高い近視抑制効果を実現することを目指しています。</p>
<p>在宅・遠隔眼科医療用網膜モニタリング機器「eyeMO®」</p>	<p>当社が開発する超小型モバイル OCT（光干渉断層計）の「eyeMO」は、モバイルヘルスを含む在宅・遠隔医療分野での需要を見据えた在宅眼科医療機器ソリューションです。ウェット型加齢黄斑変性や糖尿病黄斑浮腫等の網膜浮腫による網膜疾患患者が自宅で患者自身で網膜の状態を測定することを可能にします。</p> <p>抗 VEGF 療法は血管透過性亢進（血管の壁が脆くなって血液の成分が漏れ出す現象）を伴う網膜疾患に対する革新的な治療法です。しかしながら、病気の進行は患者によって異なり、来院した時が必ずしも適切な治療のタイミングになるとは限りません。また、「もう少し早く来院していれば、悪化を抑えることができたのに」といった逆のケースもあります。抗 VEGF 療法は、眼球に注射をするため治療を受ける患者には身体的負担であり、医療現場でも最適なタイミングで治療が行えることが望まれています。定期的に通院することが難しくても、網膜の状態を日々検査できれば、適切なタイミングでの治療が可能になります。網膜の病気は自覚症状がわかりにくいいため、こうした客観的な測定を日頃から行うことで、治療しないまま重症化することを防げるものと考えています。</p>
<p>エミクススタト塩酸塩（低分子化合物）</p>	<p>エミクススタト塩酸塩は、当社独自の視覚サイクルモジュレーション技術に基づく低分子化合物です。網膜には脳に映像を認識させるために光を電気信号に変える働きをする「視覚サイクル」と呼ばれる仕組みがあります。この視覚サイクルは明るい光や強い光に曝露されると有害副産物を生成します。これが長期にわたり消化されないまま蓄積されると、視覚サイクルの働きに支障をきたすだけでなく、網膜が損傷され、視力低下あるいは失明に至ると考えられています。エミクススタト塩酸塩は、この「視覚サイクル」に不可欠な酵素である RPE65 を抑制することで、視覚サイクル内のビタミン A の代謝率を低下させます。これにより、スターガルト病の発症に関与すると考えられている ABCA4 遺伝子の異常により蓄積されるビタミン A 由来の有害代謝産物を軽減し、網膜の健康維持に有用であると理論づけられています。</p>
<p>スターガルト病</p>	<p>スターガルト病は、目の網膜に障害をきたす稀少遺伝性疾患で若年者に発症し、緩やかに視力が低下していきます。スターガルト黄斑ジストロフィー又は若年性黄斑変性とも言われます。スターガルト病の主な要因とされる ABCA4 遺伝子異常により、徐々に光受容体が損傷し視力が低下します。スターガルト病患者には、視野の欠損、色覚異常、歪み、ぼやけ、中心部が見えにくいといった様々な症状が見られます。典型的なスターガルト病は、小児期から青年期にかけて発症しますが、中には成人期まで視力低下を自覚しない患者もいます。</p> <p>眼球の奥にある網膜には、脳に映像を認識させるために光を電気信号に変える働きをする「視覚サイクル」と呼ばれる仕組みがあります。この視覚サイクルでは、まず光が網膜の光受容細胞（視細胞）にあるレチナール（ビタミン A の一種）とオプシンと呼ばれるタンパクが結合した光受容タンパク（視物質）により吸収され、その視物質の構造変化が起きます。この構造変化が視細胞内のシグナル伝達系を活性化して膜電位を変化させ、生じたシグナルが脳へと伝わる、という仕組みです。</p> <p>この視覚サイクル中、光受容時に生じる構造が変化した視物質からビタミン A 構造由来の有害代謝産物が生成されます。この有害物質が、後述の理由で網膜色素上皮 (RPE) 細胞内に蓄積されると、RPE 細胞の機能喪失及びアポトーシス（細胞死）が</p>

	<p>起こり、ひいては視細胞の喪失による視力低下あるいは失明にいたります。この有害物質のRPE細胞内の蓄積がスターガルト病の直接的病因です。</p> <p>正常の網膜には、こうした有害代謝産物の前駆物質を視細胞内から外に運搬する膜輸送タンパクがあるため、RPE細胞は守られています。スターガルト病は遺伝性の網膜疾患で、この視覚サイクルにおける視物質の膜輸送タンパク ABCR をコードする ABCA4 遺伝子の変異があり、その変異が本疾患の根本原因と考えられています。現時点では治療法はありません。</p>
--	---

### 3. 資金調達方法の概要及び選択理由

#### (1) 資金調達方法の選択理由

数あるファイナンス手法の中から今回の資金調達手法を選択するにあたり、当社は、資本政策の柔軟性が確保されているかどうか、また、既存株主の皆様の利益に充分配慮するため、株価への影響の軽減や過度な希薄化の抑制が可能となる仕組みが備わっているかどうかを最も重視いたしました。

その結果、以下に記載した本新株予約権のメリットを踏まえ、当社は、本新株予約権が当社のニーズを充足し得る現時点での最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

#### ① 本新株予約権の主なメリット

- ・ 過度な希薄化の抑制が可能なこと
  - (i) 本新株予約権に係る潜在株式数は 14,000,000 株 (2024 年 7 月 31 日現在の発行済株式総数 56,404,288 株の 24.82% (小数点以下第 3 位を四捨五入)) と一定であり、株式価値の希薄化の割合が限定されております。
  - (ii) 本新株予約権に係る新株予約権者 (以下「本新株予約権者」といいます。) がその裁量により本新株予約権を行使することができる一方、当社は、株価動向や市場環境等を勘案して適宜停止指示 (停止指示の定義は、下記「(2) 資金調達方法の概要 ②当社による行使停止」をご参照ください。以下同様です。) を行うことができます。
- ・ 株価への影響の軽減が可能なこと
  - 下記の仕組みにより、株価への影響の軽減が可能となると考えられます。
  - (i) 上記に記載のとおり、当社が適宜停止指示を行うことにより、株価動向や市場環境等に応じて本新株予約権が行使されないようにすることができること。
  - (ii) 行使価額は修正日の直前取引日の東証終値を基準として修正される仕組みとなっていることから、複数回による行使の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいこと。
  - (iii) 下限行使価額が 35 円 (発行決議日直前取引日の東証終値の 50% に相当する金額) に設定されること。
- ・ 資本政策の柔軟性が確保されていること
  - 資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により、残存する本新株予約権をいつでも取得することができ、資本政策の柔軟性を確保できます。

#### ② 本新株予約権の主なデメリット

本新株予約権には、主に、下記のデメリットがありますが、当社としましては、上記のメリットから得られる効果の方が大きいと考えています。

- ・ 本新株予約権については、新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。
- ・ 当社の株式の流動性が減少した場合には、資金調達の完了までに時間がかかる可能性があります。
- ・ 本新株予約権の下限行使価額は 35 円 (発行決議日直前取引日の東証終値の 50% に相当する金額) に設定されており、当社普通株式の株価が下限行使価額を下回る水準で推移した場合には、本新株予約権が行使されず、当社の想定した時期等に資金調達ができない可能性があります。
- ・ 株価の下落局面では、行使価額が下方修正されることにより、調達額が予定額を下回る可能性があります。但し、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。

- ・ 第三者割当方式という当社とパークレイズ・バンクのみの契約であるため、不特定多数の新規投資家から資金調達を募るという点において限界があります。
- ・ 本新株予約権の行使が進んだ場合、14,000,000株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じることになります。
- ・ 本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の修正日に直前取引日の東証終値の94%に相当する金額(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額)に修正されるため、本新株予約権の行使により、「6. 発行条件の合理性に関する考え方 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおり、大きなものであるとは考えておりませんが、株式価値の希薄化が発生します。
- ・ 割当予定先は当社普通株式を長期保有する意図を有しておらず、本新株予約権を行使して取得した株式を売却することを前提としており、割当予定先による当社普通株式の市場売却により当社株価が下落する可能性があります。
- ・ 下記「11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況 (5) ロックアップについて」に記載のとおり、本第三者割当契約には、その締結日以降、未行使の本新株予約権が存在しなくなる日までの間、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、当社は当社普通株式、当社普通株式に転換若しくは交換されうる有価証券、又は当社普通株式を取得する権利若しくは義務の付された有価証券の発行等をしてはならない旨が定められる予定です。当社は、上記期間中、資金調達方法について一定の制約を受けることとなります。但し、本第三者割当契約の締結日において存在する有価証券の行使等に基づき当社普通株式を交付する場合や、当社や当社の関係会社の取締役、執行役、監査役、使用人及び従業員を対象とする新株予約権の発行及び当該新株予約権の行使による当社普通株式の交付等、一定の場合を除きます。

### ③ 他の資金調達方法との比較

- ・ 公募増資又は第三者割当による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。一方、本新株予約権の行使価額は、別紙の発行要項第10項記載のとおり、本新株予約権の修正日に、直前取引日の東証終値の94%に相当する金額に修正されることから、複数回による行使の分散が期待され、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいことに加え、株価動向や市場環境等を勘案して当社が停止指示を行うことにより、パークレイズ・バンクによる本新株予約権の行使時期を一定程度コントロールすることができるため、株価に対する一時的な影響を低減することが可能となるものと考えられます。
- ・ 株主割当による資金調達の場合は、希薄化懸念は払拭されますが、当社の財務状況から鑑みると割当先である既存投資家の参加率が不透明であり、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。
- ・ 株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆる「MSCB」)については、その発行条件及び行使条件等は多様化しているものの、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、転換価額の水準によっては転換により交付される株式数が当初転換価額を前提とする想定より増加する場合があります。株価に対する直接的な影響が大きいと考えられますが、今回の資金調達手法では、本新株予約権の目的である株式の総数が一定であるため、株価動向によらず、最大増加株式数は限定されています。
- ・ 行使価額が固定された新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となるため、資金調達の確実性は本新株予約権と比較して低いと考えられます。そのため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。
- ・ 株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・オフリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフリングと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフリングがありますが、コミットメント型ライツ・オフリングについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、準備及び実施に時間を要することから、現時点における適切な資金調達方法ではないと判断しました。ノ

ンコミットメント型ライツ・オファリングについては、当社は最近2年間において経常赤字を計上しており、東京証券取引所の定める有価証券上場規程に規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。

- ・ 社債、借入れによる資金調達については、当社は創薬ベンチャー企業であるところ、医薬品の研究開発には長期に及び先行投資が必要であり、期間損益のマイナスが先行する結果となっています。そのため、社債、借入れによる資金調達は、一時に資金を調達できる反面、調達金額が負債となるため財務健全性の低下が見込まれますが、今回の資金調達手法は資本性調達であるため、財務健全性の低下は見込まれないこととなります。なお、当社の現在の財務状況に鑑みると、金融機関からの借入れによって当社の資金需要に応えられる金額を調達することは困難です。

## (2) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が、パークレイズ・バンクに対し、本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」といいます。）を2024年9月6日から2026年9月7日までとする行使価額修正条項付新株予約権を第三者割当の方法によって割り当て、パークレイズ・バンクによる本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっています。

### ① 本新株予約権の構成

- ・ 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株であり、本新株予約権の目的である株式の総数は14,000,000株です。
- ・ 本新株予約権者はその裁量により本新株予約権を行使することができます。但し、当社の資金需要動向に応じて当社がパークレイズ・バンクに対して停止指示を行うことができるほか、停止指示を通じて、株価動向や市場環境等に応じて、当社が株価への影響を一定程度コントロールできる設計としています。
- ・ 本新株予約権の行使価額は、当初は70円ですが、2024年9月6日以降本新株予約権の修正日の直前取引日の東証終値の94%に相当する金額に修正されます。但し、下限行使価額は35円（発行決議日直前取引日の東証終値の50%に相当する金額）です。
- ・ 本新株予約権の行使期間は、2024年9月6日から2026年9月7日までです。

### ② 当社による行使停止

当社は、行使期間中のいずれかの日において、パークレイズ・バンクが本新株予約権の全部又は一部を行使することができない期間を指定（以下「停止指示」といいます。）することができます。なお、当社は、一旦行った停止指示をいつでも取り消すことができます。当社は、研究開発を確実に推進するためにはあらかじめ一定の資金を確保しておくことが必要と考えております。したがって、資金調達を優先する方針ではありますが、本新株予約権発行後の当社の資金需要や市場環境等を勘案して、停止指示を行う可能性があります。

また、当社は、停止指示を行うこと又は停止指示を取り消すことを決定した場合は、その旨を開示いたします。

### ③ 当社による本新株予約権の取得

当社は、本新株予約権の取得が必要と判断した場合、当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。また、当社は、2026年9月7日において未行使の本新株予約権が残存している場合、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除きます。）の保有する本新株予約権の全部を取得します。

### ④ 本新株予約権の譲渡

本第三者割当契約において、パークレイズ・バンクは、当社取締役会の事前の承認がない限り、本新株予約権をパークレイズ・バンクの関連会社以外の第三者に譲渡することはできない旨及びパークレイズ・バンクが本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で本第三者割当契約の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとする旨を規定する予定です。

#### 4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

##### (1) 調達する資金の額

調達する資金の総額	981,120,000円
内訳	
本新株予約権の発行による調達額	1,120,000円
本新株予約権の行使による調達額	980,000,000円
発行諸費用の概算額	9,000,000円
差引手取概算額	972,120,000円

- (注) 1 本新株予約権の行使による調達額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使による調達額、調達する資金の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使による調達額、調達する資金の総額及び差引手取概算額は減少します。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。また、発行諸費用の内訳は、価額算定費用、登記費用、司法書士費用及び弁護士費用です。
- 3 調達した資金を実際に支出するまでは、当該資金は銀行等の安全な金融機関にて管理いたします。

##### (2) 本新株予約権の発行及び行使により調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 研究開発資金	350	2024年9月～2026年9月
② 運転資金	622	2024年9月～2026年9月
合計	972	—

##### ① 研究開発資金

当社は、様々な独自データを取得するべく、ウェアラブル近視デバイス（クボタメガネ）や超小型モバイルOCT（光干渉断層計）（eyeM0）の開発を進めております。また、各パイプラインの開発に関して、より多くのエビデンスを得るための臨床試験等を継続しております。今後は、他デバイスへの応用を含め、よりマーケットニーズにフィットした次世代機の開発の準備を進め、逐次開発に着手する予定です。

これらの研究開発には、複数の試作機のデザイン・製造及び個別部品の品質向上等の継続的な投資が必要であり、クボタメガネの研究開発費用を優先しつつ eyeM0 の研究開発費用も含め、医療機器の研究開発として 2024年9月から2026年9月にかけて約350百万円を今回調達する資金から充当する予定です。クボタメガネについては、主に臨床試験、量産化及び安定化のための費用として330百万円、eyeM0については、主に特定臨床研究のためのサーバー管理及びシステム保守費用として20百万円の充当を見込んでおります。なお、エミクススタについては、必要に応じて手元資金を充当する予定です。

上記は、2024年7月17日付当社プレスリリース「研究開発及びその管理拠点を米国から日本に移管することによる経営合理化の決定」でお知らせした合理化を考慮した必要金額であり、その大半が研究開発活動を実施するための外部サービス提供者及び開発業務受託機関（CRO）への支払手数料になります。

##### ② 運転資金

当社は、新薬創製や医療機器の研究開発を事業として行っていますが、これら事業のための研究開発への先行投資により事業費用が収益を上回る段階にあります。

このような状況において、当社の事業戦略を引き続き安定的に推進するためには、年間約800百万円の運転資金が必要になります。そのため、2024年9月以降の運転資金の一部を調達することも今回の資金調達の目的としており、その内訳は、主に人件費150百万円、管理部等における業務委託先への支払手数料450百万円及びその他22百万円であります。

本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があり、現時点において調達できる資金の額及び支出予定時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生



する可能性があります。調達資金が不足した場合又は調達資金が超過した場合には、事業計画及び資金計画を見直し、対応する予定であります。調達資金を充当する優先順位としては、支出時期の早いものより充当する予定であります。また、調達資金が大きく不足した場合には、手許資金の活用や他の方法による資金調達の実施についても検討を行う予定です。

なお、当社は2022年9月5日付で、第28回新株予約権の発行を行い、2024年7月31日時点において累計約520百万円の調達を実現しておりますが、調達金額は当初想定していた調達予定金額を下回っている状況です。なお、第28回新株予約権については、2024年7月31日時点において48,989個（潜在株式数4,898,900株）が未行使となっておりますが、同新株予約権の発行要項に基づき、同新株予約権を行使できる期間の末日（2024年9月5日。本新株予約権の割当日でもあります。）において残存する第28回新株予約権については、当社がその全部を取得する予定であります。

#### 5. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、今回調達する資金は今後の当社収益の向上に寄与するもので、かかる資金使途は合理的なものであると考えております。したがって、今回の資金調達は、中長期的な企業価値の向上により既存株主の皆様利益に資するものと考えております。

#### 6. 発行条件等の合理性

##### （1）発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計に依頼しました。当該機関は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先であるパークレイズ・バンクとの間で締結する予定の本第三者割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社株式の株価（70円）、当社株式のボラティリティ（45.8%）、予定配当額（0円）、無リスク利子率（0.4%）、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向（市場出来高に対して一定割合の範囲内で株式処分を進めること）等について一定の前提（資金調達需要が発生している場合には当社による停止指示が行われないこと、及び当社が当社取締役会の決議に基づく本新株予約権の取得を行わないことを含みます。）を置き、割当予定先が本新株予約権を行使する際に、当社がその時点で公募増資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準の割当予定先に対するコストが発生することを仮定して評価を実施しました。当社は、この評価の結果を踏まえて、本新株予約権1個の払込金額を当該機関の算定結果と同額である金8円としました。

また、本新株予約権の当初行使価額は、発行決議日直前取引日の東証終値に相当する金額としており、その後の行使価額も、本新株予約権の修正日の直前取引日の東証終値の94%に相当する金額に修正されるものの、その価額は下限行使価額である35円を下回ることはありません。そのため、本新株予約権の行使価額は、最近6か月間、最近3か月間及び発行決議日直前取引日の東証終値（6か月平均：74円、3か月平均：72円、発行決議日直前取引日終値：70円）と比べて、当社株式のボラティリティ（45.8%）に鑑みて、過度に低い水準となることはなく、かかる行使価額に照らしても、本新株予約権の払込金額は適正な価額であると考えております。下限行使価額を発行決議日前日終値の50%としたのは、資金調達の蓋然性を高めるために、割当予定先と協議し、決定したものであります。

また、当社監査等委員会から、本新株予約権の払込金額の決定方法に係る適法性に関し、赤坂国際会計は当社と顧問契約関係がなく当社経営陣から独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して赤坂国際会計から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できること等から、赤坂国際会計によって算出された評価額と同額の本新株予約権の払込金額は割当予定先に特に有利でなく、適法であると判断した旨の意見を得ております。

##### （2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使により新たに発行される予定の当社普通株式は、本新株予約権の全てが行使された場合において最大で14,000,000株であり、2024年7月31日現在の当社発行済株式総数56,404,288株に対し最大24.82%（2024年6月30日現在の総議決権562,878個に対し最大24.87%）（小数点以下第3位を四捨五入）の希薄化が生じるものと認識しております。

当社は、当該資金調達により、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、事業戦略の安定的な推進を図り、企業価値の増大を目指していくこととしております。よって、本新株予約権の行使により新たに発行される予定の当社普通株式の希薄化による規模は合理的であると判断しております。

また、①本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数 14,000,000 株に対し、当社株式の過去 6 か月間における 1 日当たり平均出来高は 472,333 株であり、一定の流動性を有していること、②本新株予約権は当社株式動向や市場環境等を勘案し停止指示を行うことによって、株式発行を行わないようにすることが可能であり、かつ③当社の判断により新株予約権を取得することも可能であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

## 7. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	バークレイズ・バンク・ピーエルシー (Barclays Bank PLC)		
(2) 所 在 地	英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1 (1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom)		
(3) 代表者の役職・氏名	グループ最高責任者 C・S・ヴェンカタクリシュナン		
(4) 事 業 内 容	個人向け銀行業務、クレジットカード、コーポレート・バンキング及び投資銀行業務並びに資産及び投資運用		
(5) 資 本 金	2,342 百万英ポンド (2023 年 12 月 31 日現在) (428,469 百万円) (換算レートは 1 英ポンド 180.68 円 (2023 年 12 月 29 日の仲値)です。)		
(6) 設 立 年 月 日	1836 年 6 月 1 日		
(7) 発 行 済 株 式 数	普通株式 2,342 百万株 (2023 年 12 月 31 日現在)		
(8) 決 算 期	12 月 31 日		
(9) 従 業 員 数	23,900 名 (2023 年 12 月 31 日現在)		
(10) 主 要 取 引 先	個人及び法人		
(11) 主 要 取 引 銀 行	-		
(12) 大 株 主 及 び 持 株 比 率	バークレイズ・ピーエルシー 100.00% (2023 年 12 月 31 日現在)		
(13) 当 事 会 社 間 の 関 係			
資 本 関 係	該当事項はありません。(注)		
人 的 関 係	該当事項はありません。		
取 引 関 係	該当事項はありません。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。		
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態	(単位：百万英ポンド。特記しているものを除く。)		
決 算 期	2021 年 12 月期	2022 年 12 月期	2023 年 12 月期
連 結 純 資 産	56,317	58,953	60,504
連 結 総 資 産	1,061,778	1,203,537	1,185,166
1 株当たり連結純資産 (英ポンド) (注)	24.04	25.17	25.83
連 結 営 業 収 益	15,685	17,261	16,690
連 結 税 引 後 利 益	4,588	4,382	3,561
1 株当たり連結税引後利益 (英ポンド) (注)	1.96	1.87	1.52
1 株当たり配当金支払額 (英ポンド)	0.34	0.09	0.58
(注) 有価証券報告書又は外国会社報告書記載の当該数値を同記載の発行済株式総数で除した値を記載			
	(単位：百万円。特記しているものを除く。)		
連 結 純 資 産	10,175,356	10,651,628	10,931,863

連 結 総 資 産	191,842,049	217,455,065	214,135,793
1株当たり連結純資産(円)	4,343.69	4,547.01	4,666.63
連 結 営 業 収 益	2,833,966	3,118,717	3,015,549
連 結 税 引 後 利 益	828,960	791,740	643,401
1株当たり連結当期純利益(円)	353.87	337.98	274.66
1株当たり配当金支払額(円)	61.43	16.26	104.79
換算レートは1英ポンド180.68円(2023年12月29日の仲値)です。			

(注) 割当予定先が保有している当社の株式の数には、割当予定先が短期取引を前提として一時的に保有している当社株式は考慮しておりません。

## (2) 割当予定先を選定した理由

当社は、複数の証券会社から提案を受けた複数の資金調達方法について検討してまいりましたが、パークレイズ・バンクのグループに属する日本法人であるパークレイズ証券株式会社(以下「パークレイズ証券」といいます。)からの提案が、株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら資金を調達したいという当社のニーズに最も合致するものであったこと、パークレイズ・バンクが同種のファイナンスにおいて豊富な実績を有していること等を総合的に勘案し、パークレイズ証券の提案を採用し、パークレイズ・バンクを割当予定先として選定いたしました。

本新株予約権の割当ては、第一種金融商品取引業者であり日本証券業協会会員であるパークレイズ証券のあっせんを受けて行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

## (3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権について、割当予定先であるパークレイズ・バンクとの間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。なお、当社と割当予定先との間で締結予定の本第三者割当契約において、割当予定先の関連会社以外の者に対して本新株予約権を譲渡する場合には当社の取締役会による承認が必要である旨が定められる予定です。当社と割当予定先との間で締結予定の本第三者割当契約において、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意図を有しておらず当社株式に係る議決権を行使しない旨を表明する予定です。

また、割当予定先に本新株予約権を譲渡する方針はないこと、割当予定先が当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら本新株予約権の行使を行う方針であること、並びに本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社株式を原則として長期保有する意図を有しておらず、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する方針であることを、割当予定先の代理人であるパークレイズ証券の担当者に口頭で確認しております。

さらに、当社と割当予定先は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、割当予定先との間で締結予定の本第三者割当契約において、以下の内容について合意する予定です。

### <割当予定先による行使制限措置>

- ①当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB等の買受人による行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の制限超過行使(単一暦月中に本新株予約権の行使により取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合における、当該10%を超える部分に係る行使をいう。)を割当予定先に行かせない。
- ②割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。
- ③割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合(なお、本新株予約権の譲渡には当社の取締役会による承認が必要。)、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る制限の内容を約束させ、

当社は譲渡先となる者に対して同内容を約束し、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させ、当社は当該第三者に対して同内容を約束する。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先からは、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の報告を受けております。また、割当予定先が2024年6月28日に関東財務局長へ提出した有価証券報告書（自2023年1月1日至2023年12月31日）に記載されている2023年12月31日現在の主要キャッシュフロー・データ中の「現金及び現金同等物」（208,412百万英ポンド（約37兆6,559億円））からも、割当予定先がかかる払込みに要する十分な資金を保有していることが確認できていることから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しています。

（注）英ポンドの円貨換算は、便宜上、2023年12月29日の仲値（1英ポンド=180.68円）によります。

(5) 株券貸借に関する契約

当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、本新株予約権の割当予定先であるパークレイズ・バンクとの間において、本新株予約権の行使により取得する当社株式に係る株券貸借借契約を締結する予定はありません。

(6) 割当予定先の実態

割当予定先は、ロンドン証券取引所及びニューヨーク証券取引所に株式上場しているパークレイズ・ピーエルの完全子会社であり、英国において健全性監督機構（Prudential Regulation Authority）により承認され、金融行為規制機構（Financial Conduct Authority）及び健全性監督機構の監督及び規制を受けています（登録番号はNo. 1026167）。

また、当社は、英国健全性監督機構ホームページ、金融行為規制機構ホームページ、割当予定先のアニュアルレポート等で割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制の下にある事実について確認しており、また本件のあっせんを行うパークレイズ証券の担当者との面談によるヒアリング内容をも踏まえ、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力とは関係がないものと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

8. 大株主及び持株比率

募集前（2024年6月30日現在）		
氏名又は名称	持株数（株）	持株比率（%）
窪田 良	10,250,654	18.21
水野 親則	914,200	1.62
三嶋 偉一	406,600	0.72
津田 潤一	350,000	0.62
松井証券株式会社 代表取締役社長 和里田 聡	325,600	0.58
水谷 豊	300,000	0.53
大和証券株式会社 代表取締役社長 中田 誠司	276,649	0.49
阿部 文雄	272,300	0.48
山下 良久	257,100	0.46
DNP HOLDING USA CORPORATION	222,222	0.39

- （注）1. 2024年6月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。  
 2. パークレイズ・バンクは本新株予約権の行使により取得する当社普通株式については長期保有を約していないため、本新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。  
 3. 「持株比率」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

9. 今後の見通し

今回の資金調達による2024年12月期の当社の業績に与える影響は、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（1）調達する資金の額」に記載の発行諸費用の概算額を踏まえても軽微であります。

なお、今回の資金調達は、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）本新株予約権の発行及び行使により調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期」に記載の使途に充当することにより、将来の業績に寄与するものと考えております。2025年12月期以降の当社の業績に与える影響については判明次第、適切に開示してまいります。

#### 10. 企業行動規範上の手続に関する事項

本新株予約権の行使により新たに発行される当社普通株式は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

#### 11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

##### （1）最近3年間の業績

（単位：千円）

	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期
事業収益	—	8,254	39,887
営業損失（△）	△2,584,705	△2,038,020	△1,504,006
税引前当期損失（△）	△2,616,451	△2,015,906	△1,489,602
当期損失（△）	△2,616,451	△2,015,906	△1,489,602
1株当たり当期損失（△）	△57.46円	△40.92円	△26.79円
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり親会社所有者帰属持分（円）	90.55	72.31	47.21

##### （2）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2024年7月31日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	56,404,288株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	5,202,509株	9.22%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

（注）上記潜在株式数は、当社のストックオプション制度に係る潜在株式数（303,609株）及び第28回新株予約権に係る潜在株式数（4,898,900株）であります。なお、2024年9月5日時点において未行使の第28回新株予約権については、同日付で当社がその全部を取得する予定であり、当社が取得した第28回新株予約権は、行使期間の満了に伴い、会社法第287条の規定に従い、その全部が消滅いたします。

##### （3）最近の株価の状況

###### ① 最近3年間の状況

	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期
始値	251円	150円	116円
高値	302円	322円	133円
安値	141円	111円	70円
終値	149円	115円	80円

（注）各株価は、東京証券取引所（マザーズ市場。2022年4月以降はグロース市場。）におけるものであります。

② 最近6か月間の状況

	2024年 3月	4月	5月	6月	7月	8月
始 値	89 円	77 円	69 円	68 円	74 円	83 円
高 値	89 円	78 円	84 円	78 円	94 円	84 円
安 値	76 円	67 円	67 円	68 円	72 円	50 円
終 値	77 円	70 円	68 円	74 円	81 円	70 円

(注) 2024年8月の株価については、2024年8月19日現在で表示しています。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2024年8月19日
始 値	71 円
高 値	74 円
安 値	70 円
終 値	70 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による行使価額修正条項付第28回新株予約権の発行

割 当 日	2022年9月5日
発 行 新 株 予 約 権 数	100,000 個
発 行 価 額	新株予約権 1 個当たり 31 円 (総額 3,100,000 円)
発 行 時 に お け る 調 達 予 定 資 金 の 額 ( 差 引 手 取 概 算 額 )	1,605,600,000 円
割 当 先	パークレイズ・バンク
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	48,862,288 株
当 該 募 集 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数：10,000,000 株 上限行使価額はありません。 下限行使価額は 81 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 10,000,000 株です。
現 時 点 に お け る 行 使 状 況	行使済株式数：4,995,000 株 (残新株予約権数 50,050 個)
現 時 点 に お け る 調 達 し た 資 金 の 額 ( 差 引 手 取 概 算 額 )	510 百万円
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	① 医療機器の営業・マーケティング費用 (200百万円) ② 医療機器の研究開発・製造資金 (505百万円) ③ 運転資金 (900百万円)
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	① 2023年1月～2023年12月 ② 2023年1月～2025年12月 ③ 2023年1月～2025年12月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	① 医療機器の営業・マーケティング費用 (150百万円) ② 医療機器の研究開発・製造資金 (160百万円) ③ 運転資金 (200 百万円)

#### (5) ロックアップについて

本新株予約権の募集に関連して、当社は、割当予定先との間で、本第三者割当契約の締結日以降、未行使の本新株予約権が存在しなくなった日までの間、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、①ロックアップ対象有価証券（以下に定義します。）の発行、分割、併合、無償割当て、募集、貸付け、売付け、売付契約の締結、当社の株主によるロックアップ対象有価証券の売出しについて同意することその他譲渡若しくは処分を行うこと若しくはそれらのための機関決定を行うこと、②ロックアップ対象有価証券の所有権若しくはその経済的価値の全部若しくは一部を直接若しくは間接的に譲渡するような、デリバティブ取引（差金決済若しくは現物決済のいずれも含まれます。）その他の取引を行うこと、③当社の指示により行為する法人若しくは個人に①若しくは②に定める行為を行わせること、又は、④①若しくは②に記載する行為を行うことを企図していること若しくはそれに同意することを発表若しくは公表（当社の発行する有価証券についての第三者からの公開買付けに対する賛成の意見表明を含む。）することを行わない旨合意しています。

但し、①本第三者割当契約の締結日においてロックアップ対象有価証券が存在する場合における、当該ロックアップ対象有価証券の行使又は当該ロックアップ対象有価証券に付された権利の行使若しくは義務の履行による当社普通株式の交付、②当社及び当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める意味を有します。以下同じです。）の取締役、執行役員、執行役、監査役、使用人、従業員及び外部コンサルタントを対象とする新株予約権の発行及び当該新株予約権の行使による当社の株式の交付、及び③当社及び当社の関係会社の取締役、執行役員、執行役、監査役、使用人及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬制度又は信託を用いたインセンティブプランに係る当社の株式の発行、交付又は譲渡等は上記の禁止される行為にはあたりません。

なお、「ロックアップ対象有価証券」とは、当社普通株式、当社普通株式に転換又は交換されうる有価証券並びに当社普通株式を取得する権利又は義務の付された有価証券（新株予約権、新株予約権付社債及び当社普通株式への転換予約権又は強制転換条項の付された株式を含みますがこれらに限られません。）をいいます。

## 12. 発行要項

別添資料をご参照ください。

以 上

## 窪田製菓ホールディングス株式会社第 33 回新株予約権（第三者割当） 発行要項

1. 新株予約権の名称 窪田製菓ホールディングス株式会社第 33 回新株予約権（第三者割当）（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 1,120,000 円
3. 申込期間 2024 年 9 月 5 日
4. 割当日及び払込期日 2024 年 9 月 5 日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、すべての本新株予約権をパークレイズ・バンク・ピーエールシー（以下「割当予定先」という。）に割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数  
(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 14,000,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「交付株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。  
(2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。  
$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
  
(3) 調整後交付株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。  
(4) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 140,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額 金 8 円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 0.08 円）



9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (1)各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使に際して出資される財産の行使価額に交付株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。  
(2)本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初70円とする。但し、行使価額は、第10項又は第11項に従い修正又は調整される。
10. 行使価額の修正 2024年9月6日以降、行使価額は、第16項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の94%に相当する金額に修正される。但し、かかる計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とする。下限行使価額は35円とし、第11項の規定を準用して調整される。  
本新株予約権のいずれかの行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。
11. 行使価額の調整 (1)当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①時価(以下に定義する。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、又は会社分割、株式交換、株式交付若しくは合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。以下同じ。)の翌日以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

②当社普通株式の株式分割をする場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の権利を発行する場合（無償割当てによる場合を含むが、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権その他の権利の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）の翌日以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3)行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4)①行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を切り上げる。

②行使価額調整式で使用する「時価」は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算については、1円未満の端数を切り上げる。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5)上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6)上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整及び下限行使価額の調整を行う。

(7)行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）

は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を 2024年9月6日から2026年9月7日までとする。

行使することが  
できる期間

13. その他の本新株 各本新株予約権の一部行使はできない。

予約権の行使の  
条 件

14. 本新株予約権の (1)当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本  
取 得 条 項 新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に  
従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権

- 1個当たり8円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (2) 当社は、当社が株式交換、株式交付又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり8円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (3) 当社は、東京証券取引所において当社の普通株式の上場廃止が決定された場合、上場廃止日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（証券保管振替機構の休業日等である場合には、その翌営業日とする。）のいずれか後に到来する日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (4) 当社は、2026年9月7日に、本新株予約権1個当たり8円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
16. 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第20項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第20項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
- (4) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
17. 株式の交付方法
- 当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の

記録を行うことにより株式を交付する。

18. 新株予約権証券の発行 当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由 本発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の第三者割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当予定先の株式処分コスト、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置き、割当予定先が本新株予約権を行使する際に、当社がその時点で公募増資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準の割当予定先に対するコストが発生すること及び当社の資金調達需要が新株予約権の行使期間に亘って一様に発生することを仮定して評価した結果を参考に、本新株予約権1個当たりの払込金額を金8円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとし、行使価額は当初、2024年8月19日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額とした。
20. 行使請求受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
21. 払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 赤坂支店
22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等 本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱については、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。
23. 振替機関の名称及び住所 株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋兜町7番1号
24. その他 (1)上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。  
(2)会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。  
(3)本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。  
(4)その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役会長、社長兼最高経営責任者に一任する。

以上